

平成 2 9 年度

第31回八峰町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成30年2月13日（火）午後1時25分～午後2時25分

2. 開催場所 八峰町役場 大会議室

3. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	松 森 正 一	出	1 0	小山内一郎	出
2	薩 摩 勝 幸	出	1 1	金 平 練 一	出
3	福 士 正 信	出	1 2	佐々木清勝	出
4	小 沢 重 博	出	1 3	佐々木清美	出
5	佐々木一雄	出	1 4	堤 久 一	出
6	菊 地 文 義	出	1 5	嶋 田 金 雄	出
7	若 狹 正 信	出	1 6	木 藤 直	出
8	佐々木慶夫	出	1 7	佐 藤 浩 則	出
9	中 山 悦 男	欠	1 8	今 井 泰 子	出

□委員18名中17名出席により、本会は成立した。

4. 欠席委員 9番 中山 悦男 委員

5. 日 程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議

議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第64号 八峰町農地利用集積計画の承認について

議案第65号 贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明書交付
について

議案第66号 八峰町農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則の
制定について

第4 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 阿部 克之

主事補 大塚 諒

7. 会議の内容

(時、午後1時25分)

事務局長 それでは始まる前に携帯の電源を切るか、マナーモードにするようお願い
します。五分ほど早まりましたが、ただいまから第31回農業委員会総会を
開催いたします。

本日は9番の中山悦男委員からの欠席の報告を受けています。

委員定数18名、本日は17名出席で、総会が成立していることを報告いたし
ます。

それでは、木藤会長より、ご挨拶と議事進行をお願いいたします。

会 長 (挨拶)

農事講演会について

農業委員・推進委員の選考について

農業委員会親睦旅行について

会 長 それでは、議事日程に従いまして、進行させていただきます。

日程第1の議事録署名委員の指名ですが、恒例に倣い、本席より指名して
よろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

議 長 それでは、議事録署名委員は、1番 松森正一委員と、2番 薩摩勝幸委員
をお願いいたします。

日程第2の会務報告を、事務局よりお願いします。

事務局長 会務報告を読み上げて報告。

議 長 会務報告が終わりましたので、日程第3の議案審議に移ります。

「議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とい
たします。事務局より説明願います。

事務局長 「議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明い

たします。2ページをご覧ください。

所有権移転が1件、譲渡人・譲受人ともに1人、申請の土地は、田3,922㎡です。

賃借権設定が1件、譲渡人・譲受人ともに1人、申請の土地は、田4,626㎡です。

使用貸借権設定が1件、貸し手・借り手ともに1人、畑15,284㎡です。

(所有権移転申請番号1番から順に朗読説明)

議 長 議案第62号の説明が終了しました。

所有権移転の申請番号1番について、補足説明のできる方はお願いします。

8 番 90番地の耕作者の耕作効率が良くなるため問題無いと思います。

議 長 所有権移転の申請番号1番について質疑に入ります。何かありませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 「なし」の声がありますので、所有権移転の申請番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、所有権移転の申請番号1番について、原案のとおり承認することに決定します。

続いて、賃貸借権設定の申請番号1番について、補足説明のできる方はお願いします。

14 番 貸人が高齢で、隣の耕作者に依頼したため問題ないと思います。

議 長 賃貸借権設定の申請番号1番についての質疑に入ります。何かありませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 「なし」の声がありましたので、賃貸借権設定の申請番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、賃貸借権設定の申請番号の1番については、原案のとおり承認することに決定します。

続いて使用貸借権の申請番号1番について、補足説明のできる方はお願いします。

3 番 貸し手、借り手が親子であるため、問題無いと思います。

議 長 使用貸借権の申請番号1番についての質疑に入ります。何かありませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 「なし」の声がありましたので、使用貸借権の申請番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、使用貸借権の申請番号1番について、原案のとおり承認することに決定いたします。

続いて、「議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局長 「議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。集計表をご覧ください。

使用貸借権の設定が1件、譲渡人・譲受人ともに1人、申請の土地は田2,544㎡です。前回の河川改修工事と同じく、2カ所目の工事となります。

議 長 「議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について」の説明が終わりました。

使用貸借権の申請番号1番の審議に入ります。何かありませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 「なし」の声がありましたので、使用貸借権の申請番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、使用貸借権の申請番号1番について、原案のとおり承認することに決定します。

続いて、「議案第64号 八峰町農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明願います。

事務局長 「議案第64号 八峰町農用地利用集積計画の承認について」をご説明いたします。7ページをご覧ください。

利用権設定が47件、貸し手46人・借り手25人申請の土地が、田290,730㎡、畑75,670㎡です。合計で、366,400㎡です。

使用貸借権設定が1件、貸し手・借り手ともに1人、申請の土地は、田29,306㎡です。

(利用権設定申請番号1番から順に朗読説明)

議長 議案第64号の説明が終了しました。利用権設定の申請番号1番、2番については、新規となるため補足説明のできる方はお願いします。その他は、再設定となるため、一括してお諮りします。

11番 2番の案件については、貸し手の息子が借り手である法人の構成員であるため、問題無いと思います。

議長 利用権設定の申請番号1番と、2番についての質疑に入ります。何かありませんか。

委員 (なしの声)

議長 「なし」の声がありましたので利用権設定の申請番号1番、2番、について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

委員 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、利用権設定の申請番号1番、2番について、原案のとおり承認することに決定します。

続いて利用権設定の申請番号3番から16番については、農業委員会法 第31条の議事参与の制限規定により、5人の委員が入れ替わりで退席を願うところですが、再設定となるため自分の関係する案件以外のみ、承認いただくと云う事で、利用権設定の申請番号3番から47番まで、一括して諮りたいと思います。どうでしょうか。

委員 異議なし。

議長 異議なしの声がありましたので、一括して諮りたいと思います。利用権設

定の申請番号3番から47番について何かありませんか。

- 11 番 申請番号32番について、期間10年で契約していますが、これは中間管理機構を通しての契約ですか。

事務局長 相対での直接の契約です。

議長 利用権設定の申請番号3番から47について、他に何かありませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 「なし」の声がありましたので、利用権設定の申請番号3番から47番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

委員 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、利用権設定の申請番号3番から47番について、原案のとおり承認することに決定します。

続いて、使用貸借権設定の申請番号1番について、補足説明できる方はお願いします。

- 7 番 貸し手が高齢で、農業を辞めると云う事で問題無いと思います。

議長 使用貸借権設定の申請番号1番について質疑に入ります。何かありませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 「なし」の声がありましたので、使用貸借権設定の申請番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

委員 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、使用貸借権設定の申請番号1番について、原案のとおり承認することに決定します。

続いて、「議案第65号 贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明書交付について」を議題とします。事務局より説明願います。

事務局長 「議案第65号 贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明書交付に

ついて」をご説明いたします。27ページをご覧ください。

贈与税の納税猶予に関する証明は、ありません。不動産取得税の納税猶予に関する証明が1件です。

3年に1度の更新手続きであり、贈与を受けてから継続して農業経営を行っている者であり、証明書の交付に問題ありません。

(No. 1を朗読説明)

議長 議案第65号の説明が終了しました。質疑に入ります。何かありませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 「なし」の声がありましたので、「議案第65号 贈与税及び不動産取得税の猶予に関する証明書交付について」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

委員 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、本案については、原案のとおり承認することに決定します。

続いて、「議案第66号 八峰町の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則の制定について」を議題とします。事務局より説明願います。

事務局長 「議案第66号 八峰町の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則の制定について」をご説明いたします。

(29ページから31ページまで八峰町農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則を朗読説明)

議長 議案第66号の説明が終了しました。質疑に入ります。何かありませんか。

11 番 団体推薦用とありますが、どのような団体のことですか。

事務局長 農協、共済、土地改良、農業法人などを示しています。

議長 他に何かありませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 「なし」の声がありましたので「議案第66号 八峰町の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則の制定について」を原案のとおり承認すること

に賛成の方は挙手願います。

委 員 （全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、本案については、原案のとおり承認することに決定します。続いて日程第4について何かありますか。

委 員 （なしの声あり）

議 長 無いようですので、事務局からお願いします。

事務局長 次回の総会は3月12日（月）の予定です。

議 長 これで、第31回総会を閉じます。

（時、午後2時25分）

議長は、会議の次第を書記に作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

平成30年 2月13日

八峰町農業委員会議長（会長）

署 名 委 員（1番）

署 名 委 員（2番）